

4. 老人いこいの家について

【概況】

1. 目的・施設名称・位置等

老人及び老人クラブに対し、教養の向上、レクリエーション等の場を提供することによって、老人の福祉の増進を図ることを目的とする。広間・静養室・娯楽室があり、昼間は高齢者の施設として利用し、夜間は会合等のために一般にも開放する。

直営 20 館と委託 1 館（山王高齢者センター）となっている。

山王高齢者センターの管理に関する事務のうち、次に掲げるものは、社会福祉法人 S 会に委託している。

- (1) 施設等の維持修繕に関する事務
- (2) 施設等の使用に関する事務
- (3) その他施設等の管理上委託することが適当と認められる事務

2. 事業内容

- (1) 火・木・金の午後入浴を実施（久が原を除く）
- (2) 月 3 回全館敬老マッサージを実施
- (3) 寿教室

書道、ペン習字、園芸、軽体操、太極拳、絵手紙、フラダンス、ちぎり絵、健康体操、コーラス、山野草の楽しみ方、シルバービクス、水彩画、詩吟、新舞踊、気功体操、アートフラワー

3. 使用者の資格と利用料

- (1) 無料利用（昼間のみ）区内在住又は在勤の 60 歳以上のもの（但し付添い人含む）
- (2) 有料利用（夜間利用と集会室） 区内在住又は在勤者 但し、老人クラブが利用する場合は、無料。

4. 利用時間

午前 9 時から午後 5 時

5. 実績(平成 17 年度)

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 総館数、寿教室、各種講習会 | 21 館 |
| (2) 年間利用者数 | 378,414 人 |
| (3) 利用登録者数 | 36,627 人 |
| (4) 1 日平均利用者数（1 館あたり） | 55 人 |
| (5) 開館日数（1 館あたり） | 326 日 |

【意見】

- 1) 平成 17 年度に、S 会に管理委託していた山王高齢者センターは、平成 18 年度に指定管理者となっている。これは、平成 15 年 9 月施行の地方自治法の改正により、一定の施設の管理は、平成 18 年 9 月 1 日までに、指定管理者制度か直営か、いずれかを選択することとされた。その結果、山王高齢者センターについては、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで S 会が指定管理者に指定された。

直営か指定管理者制度かについては、サービス面での民間の柔軟性を活用することにより、利用者サービスの向上が期待できることともに、運営コストの面からも優位性が期待できる場合に、当該施設については、地方自治法に規定する指定管理者制度を適用することになる。

老人いこいの家は、山王高齢者センターを除き、20 館あるが、直営であったために、指定管理者制度の導入に対する十分な検討がなされていない。区の職員の配置状況等考慮すべき事項もあるが、指定管理者制度の導入の趣旨を考えるならば、山王高齢者センターを通じての利便性の向上、コスト面の優位性の他の 20 館についても直営、業務委託、指定管理者の導入について検討すべきである。

また、老人いこいの家の事業内容についても、今後の高齢者のニーズに応じて、定期的な見直しをされるべきと考える。

- 2) 直営施設について、委託した場合のコスト計算がなされていないが、委託施設と同様の観点からコスト計算を実施し、コストの削減の可能性を追求すべきである。

【参考試算】

施設の規模、用途、機能等は、同一ではないので、単純なコスト比較の結果は、精度は、一概に高いと言えないが、参考にはなる。その結果、直営の方が、476 万円委託より高コストになっている。20 館で考えれば、9,538 万円程度、高コストの可能性がある。

表 委託施設と直営施設のコスト比較

(単位：千円)

大科目	科目	委託 1	直営 (20 平均)	直営 20 館 合計 2
事務費	人件費	9,597		218,499
	共済費	905		29,447
	小計	10,502	12,397	247,947
事業費	光熱水費	1,775		
	一般需用費	630		
	役務費	4,581		
	委託料	817		
	工事請負費	244		
	報償費	1,016		
	小計	9,064		
	消費税	452		
	施設管理費		6,520	130,405
	運営費		5,872	117,452
	合計	20,020	24,789	495,804
	直営と委託の差額		4,769	(24,789 - 20,020)
	20 館で考えた場合		95,380	4,769 * 20 館

- 1 山王高齢者センター管理運営受託費 実績報告集計表による。
- 2 事務費の人件費、共済費については、高齢福祉課からの提出されたデータによる。事業費の施設管理費、運営費は、平成 17 年度実績額による。

- 3) 直営の施設ごとの人件費総額について、要員配置、雇用形態の相違によりバラつきが見受けられる。要員配置に改善の余地がある。さらに、再任用・再雇用のより有用な人員配置も検討されたい。

【参考】委託の人件費の内訳は次のとおりである。

表 1 山王高齢者センター人件費 (単位：千円)

人件費	摘要	金額
嘱託員	@233,300 円 * 2 名 * 12 月	5,599
通勤手当		315
臨時職員	@955 円 * 1 名 1552 時間	2,864
	@855 円 * 1 名 1617 時間	
夜間管理賃金	@1,090 円 * 735 時間	801
日曜開館分賃金	@1,090 円 * 16 時間	17
小計		9,597
共済費		905
合計		10,502

注) 小計、合計は、内訳が千円未満切捨てのため、一致しない

また、直営の要員配置と人件費は、次のとおりである。

表2 いこいの家別要員配置と人件費

(単位：千円)

施設名	一般	再雇用	再任用	合計
1	9,282	1,874 1,714		12,871
2	8,786	1,874 1,658		12,318
3	8,038	1,632	3,330	13,001
4	9,055	1,899	3,479	14,433
5		2,440 1,689	3,331	7,462
6	8,977	1,140 1,658		11,776
7	7,849	1,877 1,942		11,668
8		2,449 2,526	3,451	8,427
9	7,361	1,772 585	3,445	13,165
10	8,978	1,882 1,701		12,561
11	9,360		3,382 3,438	16,181
12	9,003	2,864	3,316	15,184
13	9,686	2,449	3,438	15,575
14	8,902	1,842	3,330 3,282	17,358
15		1,714 1,539	3,562	6,816
16	9,547		3,428 1,343	14,318
17		2,757 1,655	3,340	7,753
18	8,679		3,282 2,789	14,752
19		1,661	3,400	8,532

			3,470	
20	8,739	1,714	3,330	13,784
合計	132,250	53,310	62,387	247,947
平均				12,397
人数	15	28	19	

【参考2】平成17年度の再任用職員制度と再雇用職員制度

再任用職員制度について

勤務形態 原則として短時間勤務で、基本的な勤務形態は、6時間/1日×4日/週=24時間とする。

対象者

- ）定年退職者、勤務延長後に退職した者及び定年退職者に準じる者とする。
- ）定年退職者、勤務延長後に退職した者は、退職に引き続き勤務できる者とする。
- ）定年退職者に準ずる者は、職員の再任用に関する条例第2条に規定するものとする。但し、定年退職者に準じる者の採用は当分行わない。
- ）平成13年度末以降定年退職者等について、平成14年4月1日から再任用制度の対象者とする。

採用職種 原則として退職時と同じ職種に採用

任期の末日 65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

再雇用職員制度について

勤務形態 基本的な勤務形態は、8時間/1日とする。再雇用パターンで月16日(128時間)、月13日(104時間)、月16日(月120時間 年1,440時間)。

対象者

- ）区の再任用満了者で、その者が引続き再雇用を希望し、その者の経験、能力等を勘案し、区の事務事業に積極的に寄与できると認められる者。
- ）区の職員を定年又は勸奨により退職したもので、その者が引続きは、再雇用を希望し、その者の経験、能力等を勘案し、区の事務事業に積極的に寄与できると認められる者等

採用職種 職務範囲は、指定される。

任期の末日

- ）65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。
- ）勸奨退職者は、年齢に関係なく、更新4回を限度とする。

4) 清掃契約について

区の清掃契約の締結方法及び経費縮減のための取り組みについて

清掃委託契約について、区内の近隣施設（特別出張所、保育園、児童館、老人いこいの家等）ごとにグループをつくり、そのグループごとに指名競争入札を行っている（前回入札時は、34 分割）。

指名競争入札は、3年ごとに実施しており、2年間は特段の事情や支障がない限り、区長決定による随意契約を結んでいる。これは、単年度ごとに入札を繰り返すより、結果として3年という契約をすることで作業員がその施設ごとの事情を把握し、安定した良好な業務が期待できることや業務確保ができ、人材確保が容易になる。また、入札時に積極的に価格競争しやすく、結果的に経費縮減につながるというメリットがある。加えてダンピングによる不良、不適格業者の排除にも役立つと考えている。

上記 に対する意見

区の清掃契約の締結方法は、業者を選定基準により指名する。具体的には、グループ施設の場合は、1グループの指名数は区内と準区内で6社となる。また、1業者の指名数は業者の各付け、実績等により、異なっている。大田区の清掃契約の締結方法は、合理的と考えるが、指名競争入札の業者のグルーピングによっては、コスト縮減の機会を失う可能性もある。 で検討してみる。

清掃業務の日常清掃について、老人いこいの家Aと老人いこいの家Bの比較

該当する老人いこいの家の入札業者は、他方の老人いこいの家の入札参加業者ではない。

老人いこいの家A

日常清掃

(単位：円)

清掃箇所	1回当たり 作業量	作業 回数	総回 数	単価	金額 = *
広間	6 1 m ²	1回 / 1日	2 9 5	1,475	435,125
舞台	1 8 m ²	1回 / 1日	2 9 5	1,475	435,125
控え室	5 m ²	1回 / 1日	2 9 5	1,180	348,100
和室	2 8 m ²	1回 / 1日	2 9 5	1,180	348,100
玄関ホール廊下 階段	1 0 2 m ²	1回 / 1日	2 9 5	1,475	435,125
	2 1 4 m ²				2,001,575

便所清掃

(単位：円)

清掃箇所	1回当たり 作業量	作業 回数	総回数	単価	金額 = *
便所床面	47㎡	1回/1日	295	1,180	348,100
便器	16基	1回/1日	295	2,360	696,200
	一式		295	3,540	1,044,300

(清掃作業内訳書から作成)

老人いこいの家B

日常清掃

(単位：円)

清掃箇所	1回当たり 作業量	作業 回数	総回数	単価	金額 = *
広間 (@㎡5,900円)	60㎡	1回/1日	295	1,200	354,000
舞台 (@㎡5,900円)	15㎡	1回/1日	295	300	88,500
控え室 (@㎡5,900円)	3㎡	1回/1日	295	60	17,700
和室 (@㎡5,900円)	36㎡	1回/1日	295	720	212,400
玄関ホール廊下階段 (@㎡3,347円)	130㎡	1回/1日	295	2,400	708,000
事務室 (@9,095円)	12㎡	1回/1日	295	370	109,150
静養室 (@4,282円)	31㎡	1回/1日	295	450	132,750
	287㎡				1,622,500

便所清掃

(単位：円)

清掃箇所	1回当たり 作業量	作業 回数	総回数	単価	金額 = *
便所床面 (@㎡4,758円)	31㎡	1回/1日	295	500	147,500
便器 (@基29,500円)	12基	1回/1日	295	1,200	354,000
	一式		295		501,500

(清掃作業内訳書から作成)

(参考試算)

老人いこいの家Aの業者を老人いこいのBの業者で実施した場合

日常清掃

(単位：円)

清掃箇所	1回当たり 作業量	作業 回数	総回数	単価	金額 = *
広間	61m ²	1回/1日	295	5,900	359,900
舞台	18m ²	1回/1日	295	5,900	106,200
控え室	5m ²	1回/1日	295	5,900	29,500
和室	28m ²	1回/1日	295	5,900	165,200
玄関ホール廊下階 段	102m ²	1回/1日	295	5,446	555,492
	214m ²				1,216,292

便所清掃

(単位：円)

清掃箇所	1回当たり 作業量	作業 回数	総回数	単価	金額 = *
便所床面	47m ²	1回/1日	295	4,758	223,626
便器	16基	1回/1日	295	29,500	472,000
	一式		295		695,626

よって、老人いこいの家Bについて老人いこいの家Aの業者に変更すれば、日常清掃で、785,283円(2,001,575 マイナス 1,216,292)、便所清掃で、348,674円(1,044,300 マイナス 695,626)となり、合算で1,133,957円の削減の可能性がある。

但し、当該試算は、グルーピングされた施設全体のコスト比較はしていないので、試算のとおり縮減できるかは不明である。

区は、詳細な分析はしていないし、区の業者育成の観点からもコスト面のみを考慮しているわけでもない。

但し、指名業者の地域区分によっても、落札業者が変更なり、コスト削減ができる可能性がある。現状の業者選定方法は、合理的と考えられる面もあるが、参考までに試算数値を記載するものである。

委託料の業者の選定方法については、区の考え方に沿った委託料削減も十分可能であるので、契約事務を所管する経理管財課は、高齢事業課と連携することが望まれる。